

新型コロナウイルス感染症予防のための主な取組

鹿沼市立北押原小学校

1 本校における教育活動再開のための取組は以下の通知に基づくものとする

〈文部科学省〉

「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」 (令和2年3月24日)

「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」
(令和2年5月1日)

「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、校長学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関する Q&A(5月21日時点)」 (令和2年5月21日)

〈栃木県教育委員会〉

「小・中学校及び義務教育学校における教育活動再開に向けた段階的な対応について」
(令和2年5月8日)

「新型コロナウイルス感染症 学校における対策マニュアル」 (令和2年5月15日)

〈鹿沼市教育委員会〉

「鹿沼市小中学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」 (令和2年5月25日)

2 本校の学校再開にあたっての基本的な方針

学校の再開に当たっては、次の4点について重点的に取り組む。

(1) 感染予防対策の徹底

・「3つの密」が、同時に重なる場を回避する。そのため教育活動は学級単位で行うことを基本とする。また、検温、手洗い、換気等、基本的な予防対策の励行が必須であるため、十分に指導を行う。

(2) 児童の様子や状態の変化の観察

・新型コロナウイルス感染への不安、十分な交流の場などの不足や運動ができないことへのストレス、基本的な生活習慣の乱れがないか等、注意深く観察し、もしあった場合は丁寧に対応する。

(3) 新学年に向けての意欲付けを図る。

・「学校が楽しい」「友達と一緒に勉強できてうれしい」「今年度も頑張ろう」等新学年へのスタートに向けて前向きな意識付けをする。

(4) 未学習内容及び新学年履修内容の実施

・両者の履修は、学年で歩調を合わせながら確実に実施する。

3 感染症予防のための対策

(1) 新型コロナウイルスへの正しい理解

飛沫や接触により感染するとういう点では、一般の風邪やインフルエンザと同様、誰もが被感染者、濃厚接触者、感染源になりうる可能性がある。

一方、科学的根拠に基づいた正確な情報を伝えることにより、感染者や濃厚接触者、その家族や医療従事者等に対して、差別や偏見が生じないように指導する。

(2)学校における具体的な感染症対策

①健康観察

〈家庭での健康観察〉

- ア 毎朝、家庭において、登校前に検温し、その結果を「健康観察チェック表」にその結果を記入してくるよう児童及び保護者に依頼する。
- イ 発熱(37℃以上を目安、ただし個人差がある)や、咳、のどの痛み、倦怠感など風邪症状がある場合は、家庭内で休養するようにし、出席停止扱いとする。
- ウ 発熱後、3日間は休養するように保護者に依頼する。(学校医の指示)
- エ 感染に対する不安により登校を見合わせたい場合は、その状況によって「校長が出席させなくてもよいと認めた日」(出席停止)扱いとし、児童及び保護者の気持ちに寄り添うよう留意する。

〈学校での健康観察〉

- ア 登校直後、昇降口にて「健康観察チェック表」で検温状況を確認し、その後、各教室で健康状態を確認する。また、登校前に検温ができなかった児童は、教室入室前に検温し発熱のないことを確認する。
- イ 「朝の会」では、児童の健康状態を入念に観察する。
- ウ 養護教諭は、健康観察簿の記載内容を確認し、必要に応じて学級担任と相談、対応する。
- エ 授業者は、健康状態の把握のため、常時児童の様子を観察する。必要な児童には積極的に声をかけ、体調の変化の早期発見に努める。
- オ 37℃以上の発熱や風邪症状がある場合は、直ちに保護者に連絡し、早退、休養させる。

②基本的な感染症対策の徹底

〈こまめな手洗いの徹底〉→③参照

〈3密(密閉・密集・密接)を避ける工夫〉→③参照

〈児童や教職員のマスク着用〉

- ア 原則、常時マスクを着用させ、咳エチケット等を指導する。
- イ ただし、校庭で実施する体育の授業等においては、マスクの着用はしなくてもよいこととする。
- ウ 児童がマスクを外したとき、他の児童のものと取り違えることのないよう、またマスクを衛生的に管理できるようビニル袋を準備させる。その際、ビニル袋には必ず記名をさせる。

〈学校の保健管理〉

- ア 学校医、学校薬剤師等と連携した学校保健管理体制を整え、学校環境衛生などの対応について確認する。 ※本ガイドラインも、学校医及び学校薬剤師に指導・助言のもとに作成をしている。
- イ 消毒を実施し、学校環境衛生を良好に保つ。
教室やトイレなどで、多くの児童や教職員が手を触れる場所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)や共有の教材、教具、情報機器などは1日1回以上、放課後に消毒を行う。
- ウ 消毒作業は教職員で行い、児童には行わせない。
- エ 学校に来校者に対しても、来校者名簿への記入、体温確認及び消毒を行う。

③感染症対策の具体的対策と留意点

〈教室、職員室等の換気の徹底〉～密閉対策として～

- ア 換気の際は、窓や出入口扉等を常時2方向の窓を開けておく。寒い場合等は、窓を閉めずに、暖房や衣服で調整する。
- イ 休み時間及び授業1時間に1回(5～10分程度)は、対角線上の窓や出入口を広く開けて換気する。
- ウ 空調利用時においても常時換気を行う。
- エ 体育館のような天井の高い部屋でも、換気を行う。

〈児童同士の距離の確保〉～密集・密接対策として～

- ア 座席間を離して配置し、できるだけ距離を置く配慮をする。
- イ 授業中は、当面の間、常にマスクを着用するとともに、身体の接触をできるだけ避ける。
- ウ 合唱や楽器演奏を行う音楽の授業、常時密集活動となる体育での単元の授業は、時期を入れ替えるなど工夫して行う。
- エ 教室移動の際、無言で、間隔をとり移動をする。
- オ 児童に個別的な指導や支援を行う教員は、フェイスシールドを着用する。

〈手洗いの徹底と手指の消毒〉

- ア 登校時に消毒液で手指を消毒する。(昇降口2箇所、7:40から)
- イ 正しい手洗いの仕方を指導し、こまめな手洗い実施の徹底をする。
- ウ 外から教室に入る時には手洗いを行うよう指導する。
- エ 手洗いの他、手を消毒できるように消毒用手圧式ポンプを各教室に設置する。

〈教具・用具の使用〉

- ア できる限り教具・用具の共有は避ける。また、物の貸し借りは行わせない。
- イ 共有する場合は、授業前後に必ず手を洗わせる。
- ウ 共有しなければならない教具・用具は、適宜消毒液で清拭する。

〈清掃時の留意点〉

- ア 不要な接触を避ける
- イ 距離を保ちながら無言で清掃するよう指導する。
- ウ すべての窓を大きく開けて、清掃する。
- エ 終了後は、必ず石けんで手を洗う。
- オ 児童による清掃は、普段の清掃の方法を基本とするが、必要に応じて変更して行う。

〈登下校時の留意点〉

- ア 登校の際は、不要な接触がないように気を付けながら登校させる。
- イ 昇降口に多くの児童が密集しないように注意し、速やかに教室に行くようにさせる。
- ウ 下校時の集合の際、班の間隔をとり集合させる。
- エ 下校の際も、不要な接触がないように気を付けながら、下校させる。

〈給食時の留意点〉

- ア 給食前には必ず換気を行う。
- イ 全員が手洗いを徹底する。
- ウ 給食当番の指導

令和2年5月27日更新

- ・特に当番など配膳に関わる児童
- ・給食当番は配膳前に、健康チェックを行い、記録簿に記載する。
- ・給食当番は配膳準備段階から、教員の立ち会いのもと、手洗いや手指の消毒を行う。
- ・専用布巾で、配膳台等を消毒液で清拭する。
- ・自分の給食は、自分で配膳し、自分で片付けることを原則とする。
- ・箸やスプーンを配る当番や教員は、口に入る部分に触れないよう注意する。
- ・配膳～給食～片付け…並ぶ際は、十分な間隔を空ける。

エ 対面給食をせずに、前向きで、黙って食べる。

- ・食べる時以外は、すべてマスクを着用する。
- ・机上にハンカチ等を置き、咳エチケットを徹底する。
- ・不要な出歩きはさせない。
- ・おかわりは教員が行う。一度、配膳した給食は、口や箸をつけなくても再分配はしない。

オ 給食当番は、学年ごとに時間をできるだけずらして、配膳室に給食を取りに行かせる。

カ 原則、学校の白衣の使用こととするが、白衣の共有に不安がある場合は、エプロン・頭おおいを持参したものを使用してもよいこととする。

④教職員の感染症対策

***職員室を共有していることから、教職員が感染すると多数の濃厚接触者が生じるおそれがあるので、感染予防の意識を強くもつことが大切になる。**

〈教職員各自で行う予防・発生時対策〉

- ア 出勤前に検温を行ってから、出勤する。検温表に記録する。
- イ 発熱(37℃以上を目安)や、風邪症状がある場合は、出勤しない。
- ウ 勤務中は、授業中でも職員室でも、できるだけマスクを使用する。
- エ 職場以外でも、不要不急の外出や、人の集まる場所等への出入りを控える。
- オ 感染者の発生状況をニュース等で各自チェックし、情報を把握する。
- カ 学校で発生した場合に備え、自身の行動歴や、接した人に関して記録しておく。

〈職場全体で行う対策〉

- ア 全員で換気を徹底する。また、共有物の消毒をこまめに行う。
- イ 教室では、教員と児童、児童間の机をできるだけ離す。
- ウ 放課後の業務でも、教室を使用して行うことも考えられる。
- エ 会議等を行う場合でも、「3つの密」の重なる場所を避け、近距離での会話をできるだけ避けたり、マスクを着用したりする。

4 その他

- (1)職員会議で、上記のことについて共通理解を図る。
- (2)保護者に対して、本校の取組等について文書・HP等で周知する。
- (3)上記の対応については、今後の状況により変更する可能性がある。